

役員及び評議員報酬等の支給基準

社会福祉法人 健寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健寿会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき、役員および評議員の報酬等ならびに費用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下による。

- (1) 役員とは、定款16条の定めによる理事および監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款6条6項の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指す。費用とは、発生する交通費の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。但し、当施設の職を兼務する理事には適用しない。

2 監査に係る職務執行の対価として、監事には報酬を支払うことができる。

(報酬額の決定)

第4条 全理事の報酬総額は年間 10万円以内、全監事の報酬総額は年間 5万円以内とし別表1のとおりとする。

2 評議員の報酬は別表1に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員会、理事会、評議員会、その他法人業務に携わった時の交通費は、別表 2により支払う。

2 徒歩の者、当法人から送迎を受けた者、当施設の職を兼務する理事には適用しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員及び評議員への報酬は、法令で定める控除すべき金額等を控除して発生時に現金で直接支払うものとする。但し、本人名義の預金口座へ振込み申出がある場合は、それに従うことができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

付則

この規則は、令和 1 年 6 月 22 日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 1

1 理事の報酬額	支給総額 年間 100,000円以内
①理事長	無報酬
②理事(当施設の職を兼務する理事)	無報酬
③他理事 1人当たり	法令で定める控除すべき金額等を控除後 年間 10,000円
2 監事の報酬額	支給総額 年間 50,000円以内
①監事 1人当たり	法令で定める控除すべき金額等を控除後 年間 10,000円
3 評議員の報酬額	支給総額 1,000,000円 (定款 第 8 条)
①評議員 1人当たり	法令で定める控除すべき金額等を控除後 出席1回につき 5,000円

別表 2

1 役員会、理事会、評議員会等の交通費
1) 交通費は実費支払いが原則となるが、下記の取り決めるをする。 ①10km以内 5,000円、10km以上 10,000円 ②当法人のタクシー券利用で代用できるものとする ③当法人から送迎を受けた者へは支払わない ④徒歩の者へは支払わない
2) 理事長、当施設の職を兼務する理事には支払わない